　　　韮崎市ふるさと応援寄附金「お礼の品」提案事業者募集要項

１　募集内容

韮崎市では、ふるさと納税の推進と地元特産品のＰＲを目的として、本市にふるさと納税をされた方に対して地場特産品等（桃やぶどう、梨北米、ワイン等）をお礼品として進呈することで、地域の活性化を図ります。

そこで、地場産品等をご提供だける個人及び事業所（以下、「協力事業者」という。）を募集します。

２　協力事業者要件

　＜市内事業者＞

　　下記の要件に全て適合する者。ただし、下記の要件に適合しても市が協力事業者とし

て適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

⑴　市内で生産、製造、加工、販売、提供される商品、サービスの提供者。

⑵　市内に本社または主たる事業所（生産、製造等の拠点）を有する法人または個人。

⑶　市税等の滞納がないこと。

⑷　本人（法人にあっては代表者）及び従業員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でない者。

＜市外事業者＞

下記の要件に全て適合する者。ただし、下記の要件に適合しても市が協力事業者とし

て適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

⑴　地場産品基準（総務省告示第１７９号）第５条に該当する共通返礼品の提供者。

⑵　事業所所在地において市税等の滞納がないこと。

⑶　本人（法人にあっては代表者）及び従業員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でない者。

３　応募商品等の要件

⑴　地場産品基準（総務省告示第１７９号）第５条に該当するもののほか、以下の要件を満たすもの。

⑵　商品等の中で各行政機関の許認可等が必要なものがある場合は、適法な手続きを

済ませているもの。

⑶　飲食物の場合、原則として寄附者に到着して５日以上の消費期限・賞味期限が保証

されるもの。

４　価格

　　応募商品等の価格は、商品代金・梱包料・手数料・消費税を含むものとし、送料のみ別途とします。

５　協力事業者の登録申請及び商品等の承認手続き

⑴　協力事業者への登録及び商品等の承認を希望する場合は、次に掲げる書類等を市長に提出し、申請してください。

1. 韮崎市ふるさと応援寄附金「お礼の品」提案申込書

（掲載希望サイトにより添付書式及び提出先は異なります↓）

|  |  |
| --- | --- |
| **サイト** | **提案申込書類** |

|  |  |
| --- | --- |
| **さとふる** | **提案申込書【表紙】＋　さとふるお礼品登録シート**  （市へ提出）　　　　　（さとふるへ提出） |
| **三越伊勢丹ふるさと納税** | **提案申込書【表紙】＋　三越伊勢丹へ連絡**  （市へ提出）　　　　　（三越伊勢丹とやり取り） |

|  |  |
| --- | --- |
| **上記サイト以外** | **提案申込書【表紙】＋　返礼品提案申込書**  （市へ提出）　　　　　（結デザイン（有）へ提出） |

② 事業所概要（様式任意、パンフレット等）

③ 商品の写真（印刷物・データ可）

④ 見積書

⑤ 市税等の完納証明（市外事業者）

⑥ その他、市長が必要と認めるもの

⑵　市長は、前号の申請があった場合には、提出された書類を審査し、承認の可否を決定し、承認を行った返礼品についてサイトへの掲載を行います。

６　商品等の発送及び支払方法

参照：別紙「ふるさと納税申込み後の流れ」

７　募集期間

　　随時募集　※商品によって選考・承認・掲載に時間を要する場合があります。

８　個人情報の保護

⑴　協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、寄附者の個人情報について厳

重に取扱うとともに「韮崎市個人情報保護条例」及び関係法令等を順守すること。な

お、協力事業者でなくなった場合も同様とします。

⑵　協力事業者は、ＰＲ用ダイレクトメール発送等の二次利用は行わないこと。ただし、

商品送付時に同封したパンフレット等による販促で、協力事業者が寄附者から独自に

入手した個人情報は対象外とします。

９　報告義務

　　次のいずれかに該当するときは速やかに韮崎市に報告してください。

⑴　商品の発送に遅延が生じたとき。

⑵　商品が販売中止または終了など、寄附者に対して商品の提供ができないおそれが生

じたとき。

⑶　商品の品質に対するクレームや発送過程で事故が生じた際の苦情等に対し、協力事

業者は、速やかにその事実と状況を確認するとともに、真摯にその事態の解決に対応

すること。なお、苦情内容とその対処については、遅延なく市長へ書面をもって報告

すること。

⑷　申込時と商品の内容が変更になる恐れが生じたとき。

10　承認の解除等

1. 協力事業者、又は商品等が本事業にふさわしくないと市長が認めた場合、若しくは市税等を滞納した場合には、市長は、商品等に係る承認を取消すことができる。
2. 地方税法の改正等により、ふるさと納税制度が変更又は廃止となった場合には、本事業は中止となる場合があります。

11　問い合わせ及び申込書提出先

　　〒407-8501

　　韮崎市水神一丁目3番1号

韮崎市デジタル戦略課　地域戦略担当（ふるさと納税窓口）

電話 ： 0551-22-1990（直通）　 FAX：0551-22-8479

　　Mail ： furusato@city.nirasaki.lg.jp